

地域移行促進施設整備費貸付金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、医療法人及び特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）が障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（共同生活介護及び共同生活援助に限る。以下「共同生活介護等」という。）に係る共同生活住居の新築、増築、改築等に必要な資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 地域移行促進施設整備費貸付金（以下「貸付金」という。）を借り入れることができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 社会福祉法人等であって、その主たる事務所が栃木県内に所在するもの（ただし、主たる事務所を栃木県内に有しない社会福祉法人等が、栃木県内で法附則第20条の旧法指定施設に関する経過措置に該当する事業を行っているものも含む。）
- (2) 栃木県内において共同生活介護等の事業を行うため、法第29条に定めるところにより、栃木県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとするもの

(貸付対象事業)

第3条 この要綱において「共同生活住居」とは、法第5条第10項及び法第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。

2 この貸付金は、原則として、社会福祉法人等が栃木県内各市町の支給決定を受けた利用者のための共同生活介護等に係る共同生活住居の整備に要する費用で、次の各号に掲げるものを貸付対象事業とする。

- (1) 共同生活住居の新築に必要な費用
- (2) 共同生活住居の増築、改築、修繕等（以下「改修」という。）に必要な費用
- (3) 前各号に掲げる費用には、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うための設備の整備に必要な費用を含むものとする

(貸付金額)

第4条 この貸付金は、前条に掲げる整備事業に係る費用について、知事が別に定めるところにより貸付を行う。

(貸付の利率及び継続貸付期間等)

第5条 この貸付金の貸付利率は、無利子とする。

- 2 第3条第2項第1号に掲げる貸付の継続貸付期間は、10年（2年以内の据置期間を含む）以内とする。
- 3 第3条第2項第2号に掲げる貸付の継続貸付期間は、6年（1年以内の据置期間を含む）以内とする。
- 4 貸付金の償還方法は、単年度償還とし、毎年指定の期日までに栃木県指定金融機関に払い込むものとする。

（貸付の申請）

第6条 貸付金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定めるところにより、貸付申請書に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第7条 申請者は、貸付金に係る債務を保証するに十分な資力を有する連帯保証人（以下「保証人」という。）を2人以上たてなければならない。

- 2 保証人は、貸付を受けようとする社会福祉法人等の代表者及び栃木県内に住所を有する者とする。
- 3 貸付金の貸付を受けた者（以下「借主」という。）は、前項の連帯保証人が資力の低下その他保証人の資格を欠くに至ったときは、速やかにこれを知事に報告し、これに代わる連帯保証人を立てなければならない。

（貸付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査して貸付の適否を決定し、その旨を申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の決定について必要な条件を付することができる。

（貸付の決定の取消し）

第9条 知事は、前条第1項の規定による貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の決定を取消することができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により貸付の決定を受けたとき
- （2）破産手続開始の決定その他貸付金の貸付に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき
- （3）前条第2項の規定による条件に違反したとき

（計画の変更）

第10条 貸付決定者は、貸付の決定に係る貸付対象事業の計画を変更しようとするときは、知事が別に定めるところにより、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 貸付決定者が、前項の承認申請を特別の事由がなく行わないときは、知事は、貸付決

定額を減額し、又は貸付金の一部又は全部について返還させることができる。

(貸付金の交付)

第11条 貸付決定者は、貸付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定めるところにより、貸付金交付請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による貸付金交付請求書の提出があった場合において、その内容を審査して貸付金を交付することが適当であると認めるときは、当該貸付決定者に対し、当該貸付金を交付するものとする。

3 貸付金の交付を受けた者は、借用証書を知事に提出するものとする。

(保険の加入等)

第12条 借主は、貸付対象となった共同生活住居について、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金相当額以上の損害保険契約を締結し、かつ、当該保険契約に係る保険金請求権について、栃木県に対し質権を設定しなければならない。

(設置完了期限及び完了の報告)

第13条 借主は、新規の貸付決定通知を受けた日の属する県の会計年度の末日までに、対象物件の設置及びそれに要する費用の支払いを完了しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りではない。

2 借主は、貸付対象事業に要する費用の支払いを完了したときは、知事が別に定めるところにより、速やかに完了報告書に必要な書類を添付して知事に報告しなければならない。

(再貸付の制限)

第14条 知事は、既にこの貸付を受けている法人が、その元金の償還を履行していない場合においては、その者に対して新たな貸付金の貸付を行わないものとする。

ただし、災害その他の特別の事由により元金の償還を履行することができない者については、この限りではない。

(償還方法の変更)

第15条 借主は、次の理由により償還期日までに貸付金の全部又は一部の支払が困難であるときは、貸付金の償還方法を変更することができる。

(1) 災害による全壊、全焼、流失等のため、共同生活住居が滅失したとき

(2) 災害その他のやむを得ない理由により設備の整備又は修理等のための不測の経費を要し、このために償還が著しく困難になった場合

(3) 法人が直接被害は受けないが、後援者等に災害その他これに準ずる不測の事態が発

生し、償還財源となっていた寄付金等の収入が困難になった場合

(4) その他前各号に準ずる真にやむを得ない客観的な事情がある場合

2 前項によって償還方法を変更する場合は、借用証の変更提出を行うものとする。

(貸付金の返還)

第16条 借主が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した貸付金の一部又は全部につき、金額及び期日を指定して返還させるものとする。

(1) 貸付対象事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき

(2) 貸付対象事業を中止し、完了する見込みがないと認められるとき

(3) 県に対する申出、又は報告に虚偽があると認められたとき

(4) 貸付を受けた法人が解散したとき

(5) 貸付対象となった共同生活介護等を休止し、若しくは廃止し、又は許認可の取消しがあったとき

(6) 貸付を受けた法人が、「不適正な運営が改善されない社会福祉法人等に対する補助金交付の停止等に関する基準」(平成14年3月12日付け保福第380号保健福祉部長通知)第4条の規定に基づく認定を受けたとき

(違約金及び延滞利子)

第17条 知事は、借主が前条各号のいずれかに該当することを理由として前条の規定による請求を行うときは、貸付金の貸付の日から支払の日までの日数に応じ、貸付金に対し年10.95%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、借主が貸付金を償還期日までに支払わなかったとき、又は前条各号のいずれかに該当することを理由として同条の規定による返還の請求を受けた金額を支払期日までに支払わなかったときは、貸付金の償還期日の翌日から償還のあった日まで、又は当該請求に係る支払期日の翌日から支払のあった日までの日数について、その延滞元金に年10.95%を乗じた金額を延滞利子として徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、違約金、又は延滞金の額が100円未満であるとき、又は知事がやむを得ない事由があると認めるときは、違約金、又は延滞金を徴収しないことができる。

(承認)

第18条 借主は、貸付金の償還が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、知事が別に定めるところにより、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 共同生活住居を譲渡し、貸与し、又は交換するとき

(2) 共同生活住居を改修するとき

(3) 共同生活介護等を休止するとき

(届出)

第 1 9 条 借主は、貸付金の償還が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときには、知事が別に定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 社会福祉法人等の名称、代表者の氏名、定款その他重要な事項に変更があったとき

(2) 連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき

(3) その他貸付対象事業について災害その他の重大な事故が生じたとき

(利用状況の報告)

第 2 0 条 借主は、知事が別に定めるところにより、共同生活住居の利用状況を知事に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第 2 1 条 借主は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付対象事業に要した経費の収支を明らかにし、かつ、これを証する一切の証拠書類を整備し、保存しなければならない。

(検査等)

第 2 2 条 知事は、必要があると認めるときは、貸付対象事業の運営等について検査若しくは調査を行い、報告を求め、又は指示をすることができる。

(委任)

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 1 9 年 8 月 3 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 2 3 年度までに新規に貸付の決定を行う貸付金について適用するものとする。